

# 宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会

日時：平成23年7月5日(火)  
午前10時から午後4時40分まで

平成23年7月6日(水)  
午前10時から正午まで

場所：県庁附属棟201会議室

## 次 第

1 開 会

2 公募事業審査

新しい公共推進モデル事業

3 閉 会

運営委員（審査員）名簿

7/5, 6

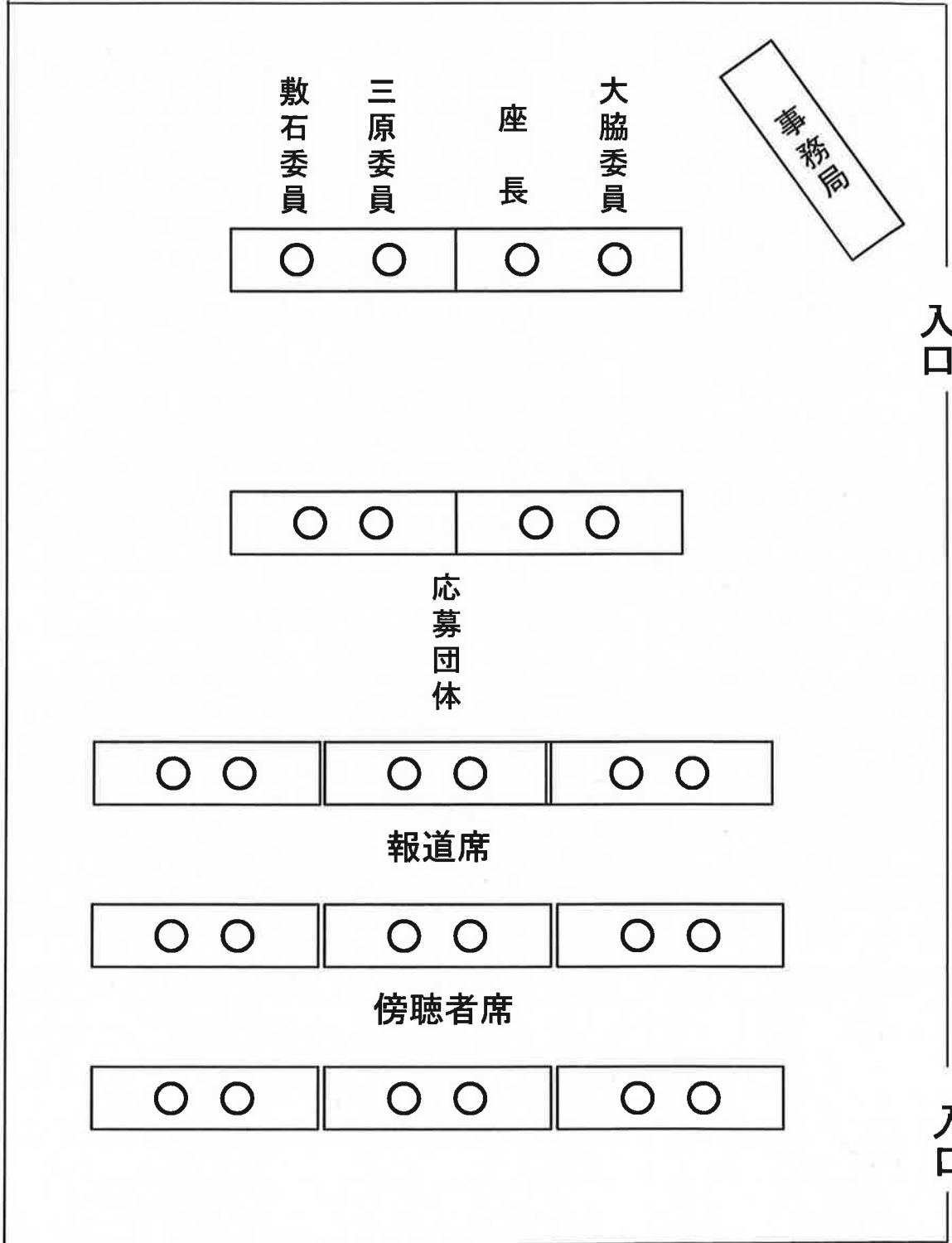
1 委員

(五十音順、敬称略)

区 分	職 名 等	氏 名
企業、経済団体	旭化成株式会社 延岡支社 延岡総務部 総務グループ 課長	敷石 輝幸
金融機関等	株式会社宮崎銀行 人事部 調査役代理	三原 宏美
中間支援組織	宮崎県社会福祉協議会 事務局次長	山崎 睦男
行政	宮崎県生活・協働・男女参画課長	大脇 泰弘

# 配席図

7/5・6(県庁附属棟201会議室)



## 宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会審査会概要

### 1 概要

平成23年3月24日から平成23年5月13日まで実施した公募事業の選定を行う。

なお、運営委員会による審査は公開で行い、個別のNPO等の評価に関する議事等は非公開とする。

#### (1) 応募状況

事業名	応募数	選定（採択）数
①NPO等財政・運営基盤強化事業	各地区1件	各地区1件
②寄附文化醸成事業	3件	1件
③寄附体制整備促進事業	2件	1件
④融資利用円滑化事業	1件	1件
⑤新しい公共推進モデル事業	12件	予算の範囲内

#### (2) 日時及び会場等

事業名	日時 (平成23年)	会場
③寄附体制整備促進事業	6月24日(金) 10:00~11:50	301号室 (90名)
②寄附文化醸成事業	6月24日(金) 13:10~15:50	
その他の議事	6月24日(金) 15:50~16:20	
④融資利用円滑化事業	6月28日(火) 10:00~11:15	301号室 (90名)
①NPO等財政・運営基盤強化事業	6月28日(火) 12:20~15:30	
⑤新しい公共推進モデル事業	7月5日(火) 10:00~16:40 7月6日(水) 10:00~12:00	201号室 (90名)

### 2 選定方法

(1) 運営委員会においてヒアリングによる審査を実施する。

具体的には、応募者からのプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて委員が採点し、その集計結果をもとに委員による意見交換を行って優先順位を決定する。

なお、1の①、④の事業については採点を行わず意見交換により適否を審査する。

(2) 運営委員会による審査結果（優先順位付け）を踏まえ、県において委託（補助）候補団体を決定する。

# 応募事業の審査・採点方法について

※ 新しい公共推進モデル事業

応募事業に係るヒアリングを踏まえ、運営委員会の委員が項目ごとの審査・採点を行い、これを集計する。

その後、集計結果による優先順位付けを基に意見交換を行い、優先順位を確定する。

## 1 審査項目（各5点）

- ① 支援事業の趣旨に合致するか。
- ② 目的、計画が妥当であるか。
- ③ NPO等と市町村の連携が図られているか。
- ④ 事業により大きな成果が期待できるか（仕組みや社会を大きく変えるか）。
- ⑤ 事業に継続性・発展性があるか。
- ⑥ 事業に新規性・先進性があるか。
- ⑦ 事業に普及性があるか。
- ⑧ 多様な担い手が関与する仕組みとなっているか。

## 2 採点基準

1の各項目につき、次のA～Eの基準で採点する。

採点基準		点数
A	要求水準を、相当程度、満たした内容となっている。	5点
B	「A」・「C」の中間的な評価の場合	4点
C	要求水準を、必要最低限、満たした内容となっている。	3点
D	「C」・「E」の中間的な評価の場合	2点
E	要求水準を満たした内容となっていない、又はその点への言及が不十分である。	1点

## 3 優先順位付け

各委員の採点を集計し、点数が高い順に優先順位付けを行う。

なお、点数が同点の場合は、次の基準により優先順位付けを行う。

- ・ 「A」の数が多いものを上位とする。
- ・ 「A」の数と同じ場合は、「B」の数が多いものを上位とする。
- ・ 「B」の数も同じ場合は、「C」の数が多いものを上位とする。

## 新しい公共推進モデル事業の概要について

### 1 事業の目的

国においては、「円高・デフレ対策の緊急総合経済対策」において、新しい公共<sup>(注1)</sup>の自立的な発展の促進のための環境整備として、新しい公共支援事業を創設しました。

この事業は、新しい公共の実現のため、各都道府県に交付金を交付して、基金を造成し、基金を原資として、NPO等の活動基盤の強化や新しい公共の場づくりを行うものです。本県においても、国の交付金により、「新しい公共支援基金」を設置し、この基金により、新しい公共支援基金事業を実施することとなりました。

新しい公共の実現のためには、行政のみならず、NPOや企業、財団法人、社団法人、社会福祉法人等の多様な主体が連携し、協働していくことが重要であると考えております。

このため、新しい公共支援基金事業の一つとして、市町村と多様な主体との協働<sup>(注2)</sup>を進める新しい公共推進モデル事業の企画を募集し採択された事業について実施するものです。

注1：「新しい公共」とは、従来、行政がほとんど担ってきた公共を、県民、NPO企業、行政等の多様な主体が担い、教育、子育て、まちづくり、介護等の身近な分野において公的なサービスを提供するという考え方です。

注2：NPO、社会貢献活動を行う企業、社団法人、財団法人、社会福祉法人、共益団体（農業協同組合、商工会議所等）等を含めた多様な主体と行政とが共通の目的を達成するために協力・協調することです。

### 2 公募事業の内容

子育て支援や環境保全、高齢者・障害者福祉、地域づくりなど地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組について、市町村、NPO等、企業との協働事業を公募しました。

#### 例) 地域をあげて森づくりを進める事業の場合

NPOは植林のノウハウを指導し、企業は植林や下刈りに参加し、行政は住民への広報等を役割分担するという協働事例が考えられます。

※ 23年度、24年度の2ヶ年間で事業を実施する企画提案も可能

ただし、24年度分は、24年度予算の県議会の議決及び23年度末行う新しい公共支援基金事業運営委員会の承認後、最終的に決定します。

### 3 実施主体

- ① NPO等と宮崎県内の市町村からなるグループ（NPO等、企業、市町村、他2団体以上によるグループを作り、NPO等が代表団体となる場合）
- ② NPO等と宮崎県内の市町村を含む協議体（NPO等、企業、市町村、他の2団体以上による協議体の場合）

※ 本事業で連携する団体は次の要件を満たすこと

- ・ 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ・ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- ・ 暴力団、または暴力団若しくは、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を

含む。)の統制下にある団体でないこと。

4 応募条件

提案する事業は、市町村、NPO等、企業を含み、概ね5者以上が協働で実施する事業であること。

5 採択予定事業数

予算の範囲内で決定

6 事業費

1事業あたり概ね100万円から上限1,000万円(消費税額等含む)

7 事業費の交付方法

事業の種類により、次のように分類されます。

1) ソフト事業の場合

a) NPO等と市町村が応募し事業を実施する場合…補助(補助率10/10)

b) 協議体が応募し事業を実施する場合…補助(補助率10/10)または委託

2) ハード事業を含む場合(施設整備、備品の購入)

補助のみとなります。(補助率10/10)

ただし、施設整備、備品購入は、当該事業経費の概ね1/2以内とします。